

第13号議案

長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年長岡京市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

令和4年度から学校運営協議会を設置するに当たり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する職の報酬額を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年長岡京市条例
 第15号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
【略】		【略】	
教育振興基本計画審議会委員	日額 9,600円	教育振興基本計画審議会委員	日額 9,600円
学校運営協議会委員	年額 3,000円		
【略】		【略】	
備考 【略】		備考 【略】	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。